

国名
エストニア
在外公館名
在エストニア日本国大使館
情報確認年月日
2019年5月8日
医療用の麻薬や向精神薬等に関する規制・手続きの概要（ <input checked="" type="checkbox"/> は該当）
<input type="checkbox"/> 持ち込むことができる医薬品か確認する必要がある。 <input checked="" type="checkbox"/> 事前に渡航先の国から許可を得る必要がある。 <input checked="" type="checkbox"/> 渡航前に準備が必要な書類がある。 <input type="checkbox"/> （滞在期間と一日用量から計算される量にかかわらず）持ち込むことができる医薬品の数量に制限がある。 <input type="checkbox"/> 持ち込むことができる医薬品の形態や容器・包装に制限がある。 <input type="checkbox"/> その国から出国して医薬品を持ち出す際にも別途の手続きの必要がある。
医療用の麻薬や向精神薬等に関する規制・手続きの内容
<p>○ 医療用の麻薬及び向精神薬を自己の疾病の治療で携帯して入国する場合には、持ち込む数量が1パッケージ（30錠又は液体で25mlを超えない量）を超える場合には、事前に、エストニア当局への申請が必要。</p> <p>○ 詳細な説明及び当局への申請方法については以下のURLを参照。</p> <p>（英語） https://www.ravimiamet.ee/en/travelling-medicinal-products</p> <p>（エストニア語） http://www.ravimiamet.ee/ravimitega-reisimine</p> <p>○ 持ち込む医療用の麻薬又は向精神薬の数量が1パッケージ（30錠又は液体で25mlを超えない量）までの持込みの場合には、事前に当局への申請は必要ではないが、エストニア語又は英語で翻訳された処方せんの携行が必要。</p> <p>○ 医療用の麻薬及び向精神薬以外の医薬品は、以下の場合には、事前に当局への申請が必要。</p> <p>（1）10種類以上の医薬品を持ち込む場合。</p>

(2) 1つの医薬品について5パッケージを超える場合

(1パッケージのサイズは以下のとおり定められている。)

- ・200錠
- ・溶液用パウダー500グラム
- ・500mlの輸液又は経口液剤
- ・30アンプル又はバイアル
- ・外用薬200ml又は200g
- ・200回分の吸入製剤
- ・薬用プラスター10単位
- ・50gのホメオパシー顆粒

渡航先の国による日本人向け情報提供ホームページ

なし

参考情報

○エストニアにおいて「麻薬」又は「向精神薬」として扱われる薬物は以下のURLの§ 3を参照。

(英語)

<https://www.riigiteataja.ee/en/eli/ee/SOM/reg/508102014002/consolide>

(エストニア語)

<https://www.riigiteataja.ee/akt/109022011004>